

一般社団法人四国ツーリズム創造機構組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人四国ツーリズム創造機構定款（以下「定款」という。）で定める事項のほか、一般社団法人四国ツーリズム創造機構の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会申込書)

第2条 定款第6条に基づいて入会を希望する者は、理事会で定めた入会申込書（第1号様式）を代表理事に提出するものとする。

(負担金又は会費の額及び納入)

第3条 定款第7条で定める負担金又は会費の額は社員総会で定めるものとし、一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下「機構」という。）からの請求に基づき、速やかに納入するものとする。

- (1) 協賛会員は、負担金年額100万円以上とする。ただし、第14条で規定する事業推進本部（以下、「事業推進本部」という。）へ職員を派遣する地方公共団体、企業及び関係団体にあつてはこの限りではない。
- (2) 賛助会員は、1口5万円の年会費を1口以上20口未満とする。
- (3) 年度途中で新たに入会した者のうち、10月以降に会員の資格を取得した者については、当該年度に限り負担金年額又は年会費を半額とする。

(退会届出書)

第4条 定款第8条により退会しようとする者は、代表理事に退会届出書（第2号様式）を提出するものとする。

(役員の要件)

第5条 定款第19条の役員要件は、年額300万円以上の負担金を納入する協賛会員とする。ただし、事業推進本部へ職員を派遣する地方公共団体、企業及び関係団体にあつてはこの限りではない。

(全体会議)

第6条 定款で定める社員総会のほか、機構の協賛会員及び賛助会員（以下「会員」という）で構成する全体会議を年1回開催する。

- 2 感染症の拡大や災害等で全体会議の開催が困難な場合、議決事項および表決書面を会員に送付し、回収することで全体会議の開催に代えることができるものとする。

(全体会議の決議事項)

第7条 全体会議は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画の承認
- (2) 社員総会で全体会議に付すべき事項として議決した事項
- (3) その他代表理事が特に重要と認める事項

(議長)

第8条 全体会議の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第9条 全体会議は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、オンライン会議との組み合わせで開催する場合、オンラインでの参加者も出席者として取り扱うものとする。

(議決事項)

第10条 全体会議における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した協賛会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

- 2 全体会議の議事は、この規程で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議案が否決された場合は、協賛会員総数の3分の2以上の議決により、再議決することができる。

(表決権等)

第11条 会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため全体会議に出席できない会員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の協賛会員若しくは賛助会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員等は、前条の適用については、全体会議に出席したものとみなす。
- 4 全体会議の議決について、特別の利害関係を有する会員等は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第12条 全体会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 会員等の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記

する。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、もしくは記名押印しなければならない。

(専門部会)

- 第13条 機構は、事業の円滑な遂行のため、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会は、機構が目的とする事項について、調査、研究し又は審議するものとする。
 - 3 専門部会の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

(事業推進本部の設置)

- 第14条 機構の事業の推進を図るため、事業推進本部を設置する。
- 2 事業推進本部に、事業推進本部長及び所要の職員を置く。
 - 3 事業推進本部長及び所要の職員は、機構を構成する地方公共団体からの派遣職員並びに企業及び関係団体から出向する社員をもって充てる。ただし、必要に応じ、それら以外の職員を置くことができる。
 - 4 事業推進本部長は、代表理事が任免する。
 - 5 事業推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

- 1. この規程は、機構設立の日から施行する。
 - この規程は、令和3年3月23日に施行する。
 - この規程は、令和3年5月31日に施行する。
- 2. 平成30年度に法人化前の四国ツーリズム創造機構に対して納入された負担金又は会費は、機構に対して納入された負担金又は会費とみなす。
- 3. 法人化前の四国ツーリズム創造機構の会員（理事）は機構の協賛会員と、会員は機構の賛助会員とみなす。

(第1号様式)

(一社) 四国ツーリズム創造機構入会申込書

下記のとおり (一社) 四国ツーリズム創造機構への入会を申し込みます。

名 称		
代表役職・氏名		
所在地	〒	
連絡先 (連絡担当者)	所属・氏名： 電話番号： FAX 番号： E-mail：	
会員の種別	<input type="checkbox"/> 協賛会員	<input type="checkbox"/> 賛助会員
負担金又は会費	円	口
	※負担金のみの場合は100万円以上	※1口5万円で1口以上20口未満
職員の派遣	(派遣者の氏名役職等)	

年 月 日

(一社) 四国ツーリズム創造機構代表理事 殿

(第2号様式)

(一社) 四国ツーリズム創造機構退会届出書

(一社) 四国ツーリズム創造機構からの退会を届け出ます。

名 称	
代表者	
所在地	
連絡先	電話 : FAX : E-mail :
会員の種別	<input type="checkbox"/> 協賛会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員

年 月 日

(一社) 四国ツーリズム創造機構代表理事 殿